

令和4年10月6日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社淺沼組に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：杉山

課長補佐：横田

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1－2－3 マルイト難波ビル

2 指名停止措置期間：

令和4年10月6日～令和4年11月5日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

株式会社浅沼組の元千葉営業所長は、営業所長だった令和2年4月、千葉県市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知）別表2第8号イに該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2 一 抜粋 一

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	当該認定をした日から 1ヶ月以上12ヶ月以内